

特定毒物研究者 廃止届

特定毒物の研究を廃止したときは、30日以内に届出が必要です。

届書	別記第11号様式の(2) (毒物及び劇物取締法施行規則第11条関係)
提出時期・部数	廃止した日から30日以内、1部
手数料	不要
添付書類	許可証
申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 廃止時に特定毒物を所有している際は、特定毒物所有品目及び数量届も併せて提出すること。・ 保健所の受付印が必要な場合は写しを別途準備してください。